

令和3年（ワ）第46号 損害賠償等請求事件

令和6年4月25日判決言渡 福岡地方裁判所飯塚支部

判決主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事案の概要

オートレース選手である原告が、飯塚オートレース場内の側溝に落下して負傷した事故について、本件側溝に「工作物の設置又は保存に瑕疵」（民法717条1項）、「営造物の設置又は管理に瑕疵」（国家賠償法2条1項）があったために発生したものであると主張して、市及び（一財）西日本小型自動車競走会（以下「競走会」という。）に対して損害賠償金（731万6,787円）を求めたもの。

裁判所の判断

本件側溝について、民法717条1項（「工作物の設置又は保存に瑕疵」の観点、及び国家賠償法2条1項（「営造物の設置又は管理に瑕疵」）の観点いずれにおいても、通常有すべき安全性を欠いていたということができない。

結論

原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。